

## 産業廃棄物処分別業許可証

住 所 佐賀県唐津市畑島5793番地

氏 名 株式会社鶴松造園建設  
代表取締役 鶴田 忠嗣

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和5年(2023年)3月13日

許可の有効年月日 令和10年(2028年)3月12日

## 1. 事業の範囲

中間処理業(破碎)  
産業廃棄物の種類  
木くず 以上1種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	破碎施設(固定及び移動式)	破碎施設(固定及び移動式)
設 置 場 所	唐津市相知町久保字猿渡69番11	唐津市浜玉町東山田字鏡山5673番1
設置年月日	平成23年1月14日	令和4年11月29日
処 理 能 力	440t/日(8時間)	200t/日(8時間)
許可年月日	平成22年12月28日	令和4年10月19日
許 可 番 号	佐賀県指令22循環第25号	佐賀県指令4循環第9号
備 考	株式会社小松製作所 型式:BR200T-1	株式会社小松製作所 型式:BR200T-3

3. 許可の条件

県内で移動して使用する場合は、排出事業所敷地内の作業に限る。

なお、移動して破砕処理する際は、施設から10m以上の空間を確保するとともに防音対策を実施すること。ただし、防音対策により騒音の規制基準値を満足できない場所では作業を行わないこと。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年 3月13日 更新許可 以下余白

令和 6年 4月12日 変更届 破砕施設（平成30年3月7日設置）の廃止

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有